

浜田市告示第 25 号

浜田市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する告示

浜田市産後ケア事業実施要綱（平成 29 年浜田市告示第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「2 時間」を「3 時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の浜田市産後ケア事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に利用する産後ケア事業について適用し、同日前に利用する産後ケア事業については、なお従前の例による。